

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<p>社会の付託に応え得る事業経営に万全を期すことや社会福祉の事業観等、法人としての理念を明示すると共に、併せて「共愛会五訓」や「基本方針」を明示している。職員に対しては「年末反省会」「年頭連絡会」「職員会議」「新任研修」において、これらに対する認識や理解を深める取り組みを行っている。ホームページにも理念や「共愛会五訓」、「基本方針」を掲載し、これらを広く一般に発信している。</p> <p>また、事業所の保育目標（①健康で明るく優しいこども、②自分のことは自分でし、人に迷惑をかけないこども、③我慢強いこども）と共に、事業所の考え方や保育内容、特長等を編集した「すかげすくすくエンジョイプラン」を作成している。当該プランはwebサイトにも掲載し、保護者や地域等にも発信している。</p>

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>損益計算書や貸借対照表等に基づき、経営成績と財政状態の把握を行っている。事業所を運営する法人は、共愛学園（児童部）、共愛学園（成人部）、ときわ寮、あしび寮、ワークショップ南羽生、共愛会グリーンハイツ、ベーカリーもみの木、須影保育園、ふたばくらぶ、特別養護老人ホーム木犀館等の事業運営を行っている。このため法人としての経営状況を総合的に把握している。</p> <p>加えて、事業所単独における経営成績や財政状態の把握と共に、これらに関する課題把握も併せて行っている。本年度は、地域の待機児童数や将来の地域課題等の把握、課題解決を図る取り組みの検討等も行っている。</p>
I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>財務内容の健全性を確保するため、年間の収支予算を編成すると共に、計画的な予算執行を行っている。</p> <p>本年度は、少子化対策として事業所の特長を発信する取り組み（「すかげすくすくエンジョイプラン」の積極的な発信を含む）や、併設する子育て支援センターとの連携を強化する取り組み等を行っている。6か月間の取り組みを評価した結果、一定の成果を得ている（中途入園児の数が近年の実績より増えている）。</p>

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	法人全体としての「基本方針」（①有為な人材の確保と育成、②利用者の住環境のさらなる整備と充実、③高齢者対策、④災害時及び非常時対策、⑤付加価値とオリジナリティの創出、⑥社会の付託に応えた事業の運営、⑦ノーマライゼーションとは何かの模索とその実現に向けて、⑧業界の五つ星を目指して）を長期目標としている。 また、長期的な事業所ビジョンとして、「すかげすくすくエンジョイプラン」を作成し各方面に発信している。	
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	本年度の事業計画は、「すかげすくすくエンジョイプラン」に基づき、「まなび」「からだ」「おんがく」「たべる」「人とのつながり」の領域において策定している。 「まなび」については、基本的な生活習慣や三角鉛筆を使った数字と文字の指導、英語体験、造形、絵本を読むこと等を計画している。 「からだ」については、マラソン、サーキット、わくわくタイム（年齢別に年間計画を組んで、遊具やボール、マットを使用しての運動をする）等を計画している。 「おんがく」については、楽しいメロディ広場の実施（年齢別に年間計画を組んで、年齢に応じた音楽に触れる）、イングリッシュタイム（歌やダンスを取り入れ、英語をより身近に感じられる時間を過ごす）、遊戯（台詞や音楽に合わせて表現を楽しむ。毎年12月にお遊戯会を開催する）等を計画している。 「たべる」については、天然出汁の活用（子どもの味覚形成に配慮して、国産の昆布と鰹節からとった出汁を使う）、アレルギー対応食の提供、栄養指導、菜園づくり、クッキングの実施等を計画している。 「人とのつながり」については、あやし遊び、ふれあい遊び、ごっこ遊び、異年齢交流、施設交流（老人施設・小学校・高校生ボランティア）等を計画している。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	立案した事業計画（「すかげすくすくエンジョイプラン」を含む）は、理事会の決議を経て実行に移している。毎週開催する職員会議において「すかげすくすくエンジョイプラン」の周知を図ると共に、取り組みの評価や見直しの検討を行っている。また、「すかげすくすくエンジョイプラン」は毎年定期的に評価と見直しを行っている。	
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	「すかげすくすくエンジョイプラン」は、保護者会役員会（4月）や保護者会総会（5月）において保護者に周知している（計画や取り組み内容等のプロジェクションも行っている）。「すかげすくすくエンジョイプラン」をwebサイトに掲載し、広く一般に発信する取り組みも行っている。毎年年度当初に保護者に対して「すかげすくすくエンジョイプラン」のデータ配信を行い、その周知を図っている。また、見学会の際にも「すかげすくすくエンジョイプラン」の説明を行っている。	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	法人において福祉サービスの向上を図る委員会を設置し、組織的に質を向上させる取り組みを行っている。保育の質を高めるために保護者に対するアンケートを定期的に行っている。 また、保育の質的向上を図るため、「年間指導計画」や「月間指導計画」、「週日案」に「すかげすくすくエンジョイプラン」の内容を反映させる取り組みを行っている。	
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	毎年、年度末に保護者アンケートを実施し、保護者からの意見に対する改善の必要性や改善方法等の検討を行っている。 定期的に「年間指導計画」や「月間指導計画」、「週日案」に対する評価と見直しを組織的に行うと共に、必要に応じて計画の変更や修正等を行っている。 本年度は、保育の質的向上に関連して、ICT化への移行を図る取り組み（業務効率の向上を図る取り組み）を行っている。	

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。			
II-1-1 (1) -① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a		管理者は自らの役割と責任、事業所としての役割と責任、地域の福祉ニーズ（保育のニーズ）等を踏まえ、保育所保育指針の“5領域”や“10の姿”等に基づく「すかげすくすくエンジョイプラン」の策定をリードしている。「すかげすくすくエンジョイプラン」は、2018年度に改正された保育所保育指針に基づいて策定しており、毎年、その評価と見直しを行っている。 「すかげすくすくエンジョイプラン」を玄関や各保育室、webサイトに掲示し、保護者や職員等をはじめ、広く一般にも発信している。
II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a		「倫理委員会」（法人が設置している）を設置し、福祉サービスを提供する上で守るべき法、規範、倫理等に対する職員の理解を深める取り組みを行っている。毎年、これらに対する理解度を確認する取り組みを組織的に行っている。
II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
II-1-1 (2) -① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a		管理者は、「すかげすくすくエンジョイプラン」の策定と、それを実行する取り組みをリードしている。 「すかげすくすくエンジョイプラン」に基づき、安心できる環境で子ども一人ひとりの成長に合わせたまなびを実践すること「まなび」、専門の指導員による体育指導を実践すること「からだ」、五感を刺激する体験を通して豊かな感性を育むこと「おんがく」、食に興味を持ち食べる意欲を育むこと「たべる」、受容的、応答的な関わりを通じて安定した情緒を育てること「人とつながり」をリードしている。
II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a		地域において少子化が進展しており、地域の社会資源としての変革を長期的に行っている。 これを受けて、本年度は、少子化対策としての（事業所の）特長を発信する取り組みや、「すかげすくすくエンジョイプラン」に基づく取り組みをリードしている。また、地域の子育て世帯を支援するため、併設する子育て支援センターとの連携を強化する取り組みもリードしている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-1 (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a		子どもの人格と人権を尊重すること、熱意と情熱をもって職務を遂行すること、秩序と規律を重んじ自分の仕事に責任をもつこと、仕事に誇りをもつこと等を「求める人材像」としている。また、職員に期待することとして、子どもの目線や立場で考えて行動することや、子どもの健康と安全に配慮したサービスを提供すること、正しい倫理観と危機管理意識をもつことを明確にしている。これら、求める人材像や職員に期待すること等に基づき計画的な採用活動を行っている。 職員の育成については、年間を通じて計画的な職員研修の実施や、資格取得の支援等を行っている。その他、職員に対する個別面談の実施や希望による異動、有給休暇の取得促進、育児休業制度の活用促進等の取り組みを行っている。
II-2-1 (1) -② 総合的な人事管理が行われている。	a		年3回人事考課を行い、職員の育成や評価と処遇等を連動させる取り組みを行っている。人事考課は、12項目についてそれぞれ5段階で評価する仕組みになっている。人事考課の公平性を確保するため、園長が全職員に対する評価を一元的に行っている。また、人事考課の実施においては、主任保育士の評価や職員の自己評価も考慮する取り組みを行っている。

II-2-2 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-2 (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	勤務日数や勤務する時間、時間帯等について、職員一人ひとりの希望を尊重する取り組みを行っている。有休休暇の取得を促進するため、有給休暇の取得状況を常時把握し、取得状況に応じて取得を働きかける取り組みを行っている。有休休暇の取得率は、常勤職員が84.4%、非常勤職員が96.5%となっている。また、(職員の)子どもの学校行事等に合わせて半休が取得できる仕組みを設けている。 職員の負担軽減と保育の質を担保するため、配置基準を上回る数の職員を確保(常勤換算方法で143%の職員を確保している)している。
II-2-2 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-2 (3) -① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	b	新入職員に対しては、主任保育士が一定期間に渡り個別の指導(OJT)を行っている。 個別面談を通じて、職員一人ひとりの希望や目標を把握する取り組みを行っている。また、経験年数や職種に応じた外部研修の受講(オンライン形式での研修を含む)を支援している。
II-2-2 (3) -② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	「基本方針」に「有為な人材の確保と育成」と、「付加価値とオリジナリティの創出」、「社会の付託に応えた事業の運営」等を掲げている。「基本方針」に基づく職員育成を組織的に行うため、法人に「施設内研修委員会」を設置している。 また、年間を通じて計画的に研修(虐待を防止する研修や安全確保に関する研修、マニュアルに関する研修等)を実施している。
II-2-2 (3) -③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	b	「施設内研修委員会」において、年間研修計画を策定し、計画的に研修を行っている。年間を通じて、事故防止、身体拘束、感染症及び食中毒の予防、虐待、発達障害、普通救命講習、災害対策、転倒予防、認知症、口腔ケア・誤嚥対策、アンガーマネジメント、褥瘡予防・対応、防犯、骨粗鬆症、メンタルヘルス等に関する研修や、外部研修報告会を計画的に行っている。 事業所においては、これらの研修の中で保育に関連する内容の研修に参加している。
II-2-2 (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-2 (4) -① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	事業所が作成した「実習指導計画」に基づき、実習生の受け入れ体制を整備している。新型コロナウイルスへの感染を防止する対策を講じた上で実習生の受け入れを行っており、10日~20日間の計画的な実習を実施している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-1 (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-1 (1) -① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	webサイトに事業所の特徴(設立より半世紀に亘り、地域に密着した特色ある保育を実践しています。異年齢児交流を通じて、情操を育む音楽あそびや運動機能向上を目指した体育あそび等を積極的に取り入れると共に、子供たち一人ひとりに寄り添ったきめ細かな係わりを大切にしています)や、保育目標(集団活動を通し、自主と協調の精神を養うとともに、思いやりのある人間味豊かな情操教育に努めること。また、自然や音楽、絵画、その他社会の様々な事柄に興味と関心を持たせ、それぞれの個性を伸ばし豊かな想像力を培うこととしています)を掲示している。 さらに、「公開情報」のページを設け、定款や役員報酬基準、入札情報を開示している。 その他、5歳児保育の日課や、各月の行事(年間スケジュール)も掲載している。 また、「入園のしおり」を玄関に常備し、誰でも自由に閲覧できるようにしている。	
II-3-1 (1) -② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人(社会福祉法人共愛会)が、運営する事業所(共愛学園-児童部、共愛学園-成人部、ときわ寮(男子寮は東京都の指定障害者支援施設で、女子寮は埼玉県指定障害者支援施設)、あしび寮、ワークショップ南羽生、共愛会グリーンハイツ、ペーカリーもみの木、須影保育園、ふたばくらぶ、特別養護老人ホーム木犀館等)のガバナンスを図り、公正さや透明性を確保するために必要な取り組みを行っている。 また、保育内容を開示するため、保護者の保育参加を定期的実施している。(現在は感染対策により実施を休止している)	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>法人が管理するコミュニティーホール「らいらっく」（バスケットボールのコート3面分の広さで、ステージや将棋のスペースがある）を地域住民向けに貸出す取り組みを行っている。</p> <p>同「らいらっく」において運動会を実施し、自治会長や民生委員を招待している（感染対策のため招待を見送っているが、感染拡大の状況が収束次第、再開する予定である）。</p> <p>また、地域の清掃活動や近隣のグランド整備等に参加する取り組みを行っている。</p> <p>地域住民が利用できる子育て支援事業を地域住民に周知する取り組みも行っている（子育て支援センターを併設している）。</p>	
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<p>ボランティア受入担当者の配置、「ボランティア実施計画」の策定、オリエンテーションの実施等、ボランティアの受入体制を整備している。</p> <p>近隣の高校生や小学生のボランティア体験に協力している（受け入れを行っている）。現在、地域の高校生の保護者による環境ボランティアを受け入れる準備を行っている。</p>	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<p>「非常災害対策計画」を策定し、災害情報の入手方法、災害発生時の連絡先（行政機関、ライフライン、医療機関、職員等）、避難場所・経路・方法、食料と防災資材の備蓄、防災教育や訓練の年間計画等を明確にしている。また、「非常災害対策計画」において、警察、消防署、医療機関、羽生市、法人が運営する障害支援施設や特別養護老人ホーム等、関係機関との連絡体制も明確にしている。</p> <p>虐待の可能性を認める場合は、羽生市（子育て支援課）との連携を図っている。</p>	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<p>併設する子育て支援センターを通じて、子育て世帯のニーズを把握する取り組みを行っている。</p> <p>また、羽生市保幼小連絡協議会（年1回・随時）や、羽生市保育連絡協議会（年4回）を通じて、地域の福祉ニーズの把握や地域課題等の情報収集を行っている。</p>	
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	<p>併設する子育て支援センターと連携し、地域の未就園児とその保護者を対象とした支援を行っている。小学校低学年児童を対象とした「すかけ児童クラブ」も併設している。</p> <p>「地域子育て支援センターふたばくらぶ」では、地域の子育て世代を対象に、育児に関する情報交換と不安や悩みについての相談・指導、管理栄養士による栄養相談、看護師による保健相談、子育てサークルの育成・支援等を行っている。また、未就園児と保護者が気軽に、安心して利用できる遊びと交流の場を提供している。さらに、毎月各分野の専門家による子育て講座を開催している。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<p>「保育所等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を職員に配布し、子どもを尊重することへの理解と自己チェックを促す取り組みを行っている。</p> <p>また、保育所保育指針に基づくセルフチェック項目（総則に関するもの30項目、保育内容に関するもの40項目、健康と安全に関するもの20項目、子育て支援に関するもの10項目、資質向上に関するもの10項目）による5段階評価を年2回行い、子どもを尊重した保育が実践できているかの確認を定期的に行っている。</p> <p>さらに、職員研修において、子どもに対して性差をつけないこと、年齢に応じた呼称、身体に関わる個人差の表現、体罰の禁止等に関する理解を深める取り組みを行っている。</p>	

<p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>「個人情報保護規程」に基づき、子どもや保護者の個人情報等を適切に扱う取り組みを行っている。 着替えの支援を行う場合は、子どもの羞恥心やプライバシーに配慮する取り組みを行っている。おねしょをした子どもへの対応においては、羞恥心や自尊心に配慮する取り組みを行っている。 また、保育園における子どもの様子を撮影（写真）することに対する保護者の同意を得る取り組みも行っている。子どもの様子を撮影した写真の販売を行う場合は、プライバシーにも配慮している。</p>
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a</p>	<p>利用希望者には、法人概要（組織図、1962年からの沿革等）、法人が運営する施設等（障害児入所施設、障害者支援施設、ベーカーリー、就労継続支援B型ワークショップ、共同生活援助の事業所、保育園、「障がい者生活支援センター」等）の事業内容を記載したパンフレットを配布し、様々な福祉サービスの提供を行っていることを発信している。 webサイトには、事業所の特徴や「すかげすくすくエンジョイプラン」（特長）、保育目標、5歳児保育の日課、各月の行事（年間スケジュール）等を掲載している。</p>
<p>Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。</p>	<p>a</p>	<p>入園説明会を実施し、「入園のしおり」に基づく説明を行っている。「入園のしおり」には、事業所の概要、理念や方針、保育形態、食事、行事、保育参観と保育参加、嘱託医、諸届け、諸連絡、服装、保険、延長保育、個人情報の取り扱い、購入物品、給食費等に関する説明を掲載している。持ち物や自己負担となる物品については、子どもの年齢ごとに説明を行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>転園する場合は、保護者の同意を得た上で必要な情報を転園先に提供する支援を行っている。退園後も遊びに來たり相談ができる体制を整備し、保育の継続性を確保する取り組みを行っている。卒園時は、子どもが通う予定の小学校に「保育所保育要録」を提出すると共に、小学校教諭との面談を行う等、円滑な小学校生活を開始するために必要な連携を図っている。保護者が保育園児の弟妹にかかる育児休業を取得する場合、その保育園児は退園となる可能性があるため、退園になった場合の一時保育（この場合一時保育を月4回利用できる）や、退園後の子育てに関する相談や助言等の対応を行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年度末に保護者へのアンケート（良かったこと、嬉しかったこと、職員や友達と子どもの関わり、心配や不安に思うこと等を把握する）を実施している。アンケートの結果を集計し、保護者に開示する取り組みを行っている。また、アンケート結果を次年度に活かす取り組みを行っている。行事の開催後には、行事に対するアンケートを実施し、行事への評価や意見を把握する取り組みを行っている。</p>

Ⅲ-1-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<p>苦情や要望に対して迅速な対応を行うため、苦情受付担当者、苦情解決責任者を配置している。「運営適正化推進制度」（要望解決の仕組みや事業所に直接訴え難い場合は第三者委員に直接訴えることができる仕組み等を定めている）を設け、要望受付担当者（子育て支援センター長、法人事務局）、要望解決担当者（法人責任者、顧問弁護士）、第三者委員（短大教授、法人評議員、法人監事）を配置している。さらに、匿名で苦情や要望を提出できる要望箱を設置している。</p> <p>また、運営適正化委員会（埼玉県社会福祉協議会）のポスターを玄関や保育室に掲示し、事業所以外にも苦情や要望を申し立てることができることを周知している。</p>
Ⅲ-1-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	<p>保護者との個別面談を定期的（年2回）に行っている。個別面談に先立ち苦情や要望等を予め把握し、個別面談の際に回答する取り組みを行っている。また、個別面談は、保護者の希望に応じても随時行っている。</p> <p>年度末のアンケートや行事開催後のアンケートを実施し、個別の意見や要望等を把握する取り組みを行っている。</p>
Ⅲ-1-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<p>保護者からの相談や意見に対しては、その内容に応じて迅速に対応する取り組みを行っている。相談や意見に対しては、基本的にクラス担任が対応にあたり、必要に応じて園長や主任保育士も加わっている。また、相談者のプライバシーに配慮し、相談内容や今後の対応等を秘匿する取り組みを行っている。</p> <p>確実な苦情解決を図るため、苦情の主旨や対応の内容、苦情区分（0～5までの6段階で、0は直ぐに解決可能な場合、1は直ぐの解決が可能であるが放置すると苦情に発展する可能性がある場合、2は何らかの回答を求められている場合、3は強い感情や意思がある場合、4は請求レベル、5は責任追及レベル）、検討内容を「苦情解決内容」に記録する取り組みを行っている。</p>
Ⅲ-1-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<p>「事故防止委員会」を設置している。「事故防止委員会」を中心に、インシデントやアクシデントを事故防止のために活用する取り組みを行っている。</p> <p>不審者の侵入を防止するため、防犯カメラの設置や電子錠の設置を行っている。また、不審者が侵入した場合に備えて、防犯訓練の実施や、リキッドランチャーとネットランチャーを常備する取り組みをしている。</p> <p>AEDを常備すると共に、AEDの操作に関する研修を実施している。</p> <p>子どもが隠れそうな場所（屋内と屋外共）を選定し、施錠したり塞ぐ等の措置を講じている。</p> <p>定められた項目に基づき遊具の点検や園庭の点検、保育室の点検を定期的に行っている。</p>
Ⅲ-1-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<p>法人に「衛生委員会」を設置し、組織的に衛生環境の整備を行っている。新型コロナウイルスへの感染や蔓延を防止するため、手洗いやうがい、消毒の徹底を行っている。子どもの家庭における健康状態を毎日把握する取り組みを行っている。子どもに咳や鼻水、発熱の症状が見られる場合は、可能な限り登園を控えてもらう取り組みを行っている。行事の実施にあたり、接触による感染リスクの低減を図る措置（クラスやグループごとに行事を実施する等）を講じている。感染症の蔓延防止のため、各クラスに嘔吐物を迅速に処理するキットを備えている。</p>
Ⅲ-1-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	<p>災害情報の入手方法（気象情報、洪水情報、水位到達情報等）、災害発生時の連絡先（行政機関、ライフライン、医療機関、職員等）、避難場所・経路・方法、関係機関との連絡体制、食料と防災資材の備蓄、防災教育や訓練の年間計画、外出時や通院時に地震が発生した場合におけるフローチャート等を明確にした「非常災害対策計画」を策定している。当該計画や「大規模災害時対応マニュアル」に基づき、災害が発生した場合の対応方法を周知する研修や訓練等を行っている。また、災害発生時に子どもを保護者へ引き渡す訓練を実施（年1回）している。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	業務の標準化を図るため、マニュアルを整備している。マニュアルは、「日常業務分掌」（早番、遅番、土曜、バスの添乗と運転手、玄関対応、掃除等の内容と手順を定めたもの）、「日課」（登園から降園までの内容と手順を定めたものと、安全・事故防止・虐待防止のマニュアル）、「危機管理」（緊急時の連絡体制、災害・事故・食中毒への予防と対応、救急車を手配するタイミング等）、「調理室における衛生管理」（調理職員の健康チェック、身支度、調理用具の取り扱い、食材の保管、検食、検便、食中毒等に関するもの）、「保健・衛生管理」（けがの対応、病気の対応、感染症の予防と蔓延防止、心肺蘇生、アレルギー対応、乳幼児突然死症候群に関するもの）を整備している。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	定期的に関催する「クラス会議」や「給食会議」、「職員会議」「運営会議」等において、業務内容や手順等を見直す検討を行っている。本年度は、送迎バスの運行に関するマニュアルの変更を行った。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	個別面談を通じて、子どもや家庭環境等に関する情報収集やアセスメントを行っている。個別面談において把握した情報や面談内容等は、所定の用紙に記録している。 アセスメントに基づき年齢に応じた年間指導計画を策定している。年間指導計画に基づき、年齢に応じた月案（0歳児、1歳児、2歳児、3～5歳児共通の月間指導計画がある）を策定している（3～5歳児の書式は共通であるが、計画は年齢ごとに策定している）。月案に基づき、週日案（週間指導計画兼日誌）をクラスごとに策定している。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	年間指導計画は、7月（4月～7月を単位とする計画）、12月（8月～12月を単位とする計画）、3月（1月～3月を単位とする計画）にそれぞれ評価と見直しを行っている。 月案（月間指導計画）は月末に、週日案（週間指導計画兼日誌）は週末に担当が評価と見直しを行っている。必要に応じて、園長が月案や週日案に関する助言や指導を行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	計画（年間指導計画や月案、週日案等）や記録のICT化を図っており、入力や閲覧の際にIDとPWにより管理を行っている。 0歳、1歳、2歳児については、計画や記録を個別に行っている。3歳、4歳、5歳児については、計画や記録を包括的に行っているが、必要に応じて個別でも行っている。 「職員会議」や「クラス会議」を通じて、計画や記録についての共通認識を図っている。 「業務日誌」に、引き継ぐ必要のある情報を記録し（手書き）、申し送りにおいて情報共有を図っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	計画や記録を適切に管理するため、データ入力や閲覧の際にIDとPWによるアクセス制限を行っている。個人情報記載された書類は、施錠可能なキャビネットに保管する取り組みを行っている。また、許可のある場合を除き、個人情報の持ち出しを禁じている。 「個人情報保護方針」（個人情報保護に関する基本方針、個人情報利用目的を定めている）を定めwebサイトに掲示している。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 全体的な計画の作成			
A-1-1 (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a		①健康で明るく優しいこども、②自分のことは自分でし、人に迷惑をかけないこども、③我慢強いこども、という保育目標を掲げている。当該保育目標に基づき、事業所の考え方や保育内容、特長等を編集した「すかげすくすくエンジョイプラン」（「まなび」「からだ」「おんがく」「たべる」「人とつながり」の領域や保護者支援、安全に関する方針を明示している）を作成している。そして、「すかげすくすくエンジョイプラン」や児童憲章に基づき、「保育及び教育の内容に関する全体的な計画」を策定している。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-1 (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a		季節に合わせて保育室の環境を変えている。春は、子どもにより生活リズムが異なる場合があるため、子どものリズムで寝る、遊ぶ等を尊重した対応を行っている。このため、保育室に寝るスペースと遊ぶスペースをそれぞれ確保している。夏は、プール遊びを行うため、保育室に着替えるスペースと着替えの順番を待つスペースを設けている。秋は、運動会の練習を行う時間が多くなるため、保育室にマット運動、障害物競走、ダンス等、それぞれを練習するスペースを設けている。また、1年を通じて子どもが自由に絵本や紙芝居、おもちゃを選べる環境を整備している。 保育室とは別棟になっている「らんちる一む」（3歳、4歳、5歳児が昼食を食べる食堂で、厨房を備えている）を設置している。
A-1-1 (2) -② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a		子ども一人ひとりの気持ちに寄り添うため、また、子ども一人ひとりに対する受容を行うため、全てのクラスにおいて基準を上回る職員配置を行っている。様子の気になる子どもに対しては、その子どもの年齢や発達の状況に応じた対応を行っている。「クラス会議」において、様子の気になる子どもに対する保育内容や対応方法等に関する検討を行っている。
A-1-1 (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a		排泄の自立に向け、0歳児でも子どもの状態に応じて「おまる」を使用する支援を行っている。歩行の自立に向け、1歳児に対して階段昇降を支援する取り組みを行っている。子どもの自己決定を尊重するため、2歳児に対して自分で着たい衣服を選ぶことや、自分で衣服を着たり脱いだりすることの支援を行っている。 子どもが取りやすい場所にティッシュを置いて、自分でティッシュを取る習慣づけを意図的に行っている。散歩から戻った際、手洗いとうがい、着替えを必ず行うことを習慣づける取り組みを行っている。また、散歩を通じて実践的に交通ルールを守れるようにする取り組みを行っている。
A-1-1 (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a		子どもの生活と遊びを豊かにするため、縦割りのグループごとに運動遊びや伝承遊び、造形、食事摂取等の支援を行っている。 「あやし遊び」では、5歳児が1歳、2歳児を寝かしつける（午睡）ことを遊びの感覚で体験する支援を行っている。「ふれあい遊び」では、縦割りのグループごとに、ままごとやブロック遊びをする支援を行っている。これらに加え、ごっこ遊びや飼育体験（おたまじゃくしやカブト虫、バッタ等の飼育）等を通じて子どもの社会性や協調性、思いやりの気持ちを育む支援を行っている。
A-1-1 (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		0歳児の養護については、子ども一人ひとりの生理的欲求を満たすと共に、子どもの要求や気持ちを満たすように関わることを保育課程に位置付けている。管理栄養士を配置し、子どもの成長に応じた離乳食の提供を行っている。教育については、薄着を心掛け健康な体をつくる、清潔な状態で心地よく過ごす、子どもが安心できる関係（職員との関係）をつくる、職員の言葉かけに親しみながら喃語を育む、歌や手遊びに合わせて体を動かす等を保育課程に位置付けている。 0歳児の保育室には床暖房を設置している。乳幼児突然死症候群防止のため、睡眠中の目視を5分間隔で行っている。 保護者とのコミュニケーションを密にする体制整備を行っている。

<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>1歳児の養護については、基本的な生活習慣を身につける、スキップを図り安心感と信頼関係を築くこと等を保育課程に位置付けている。教育については、戸外遊びを積極的に行い身体を十分に動かす、職員の支援の下に清潔にすることを、職員が仲立ちをしながら他の子どもとの関わり方を知る、安全な環境の中で自由に行動して遊ぶ、職員との関わりの中で話すことを楽しみながら言葉の世界を広げる、リズムに合わせて体を動かし表現する楽しさを知る等を保育課程に位置付けている。</p> <p>2歳児の養護については、食事や排泄、睡眠等、簡単な身の回りのことを自分で行うことの支援、情緒の安定を図る支援等を保育課程に位置付けている。教育については、身体を動かして遊ぶ、職員の支援を受けながら身の回りのことを自分でできるようにする、一人遊びから友達と遊ぶことを覚える、生活や遊びの中のルールを知る、自然に触れ好奇心や探求心を養う、意思や感情を言葉で伝える、絵本や紙芝居を楽しむ、ごっこ遊びを楽しむ、楽器に触れる等を保育課程に位置付けている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳、4歳、5歳児は、異年齢によるグループの中で養護と教育を一体的に支援する取り組みを積極的に行っている。持参した自分のコップとタオルを所定の場所に自分で置く支援を行っている。年齢に応じて配膳の手伝いをする支援を行っている。また、遊びを通じて集団で遊ぶことの支援を行っている。職員が連携を図り、発語が少ない子どもに話しかける支援を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>発達気になる子どもについては、個別の対応（受容や見守り、声掛け等）を行うと共に、羽生市との連携（必要に応じて、保健師や臨床心理士による巡回相談の取り組みを行っている）を図っている。また、職員が連携を図り、発達が気になる子どもに関する情報の共有と、対応方法の検討等を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>17:00までは年齢ごとのクラスにおいて保育サービスを提供しているが、以降（延長保育）は、異なる年齢の子どもたちが一緒に過ごす環境の中で行っている。保育で過ごす時間が長時間に渡ることに対応して、延長保育の時間に限って使うことができるおもちゃや絵本等を用意している。延長保育を通じて、クラスの友達とは異なる友達をつくることや、異年齢の友達と交流する中で新しい遊びや遊び方を発見すること、担任以外の職員と一緒に過ごすことで子どもの楽しみが増えること等を支援し、延長保育が楽しみになるようにする取り組みを行っている。延長保育では、必要に応じておやつを提供を行っている。</p> <p>延長保育は、月曜～金曜が7:00～8:00と17:00～19:00、土曜日が7:00～8:00と15:00～18:00において行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>5歳児に対しては、小学校生活への円滑な移行のために、和式の便器の使い方や、立ったまま靴を履くこと、露出を避けて着替えること等を習得する支援を行っている。また、子どもが円滑に小学校生活を開始できるよう、小学校の運動会に参加する取り組みや、小学生と交流する取り組み、小学校への情報提供、小学校との連携を図る取り組み（「羽生市保幼小連絡協議会」への参加）等を行っている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>家庭における子どもの健康状態や様子等を把握し、「健康チェック表」を作成している。午睡の後、必要に応じて検温を行っている（状態変化の早期発見に努めている）。職員が連携して、子どもの表情や便の状態から体調の変化を把握する取り組みを行っている。2名の看護師を配置し、体調変化の早期発見や医療的な対応等の充実を図っている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>「健康の記録」を個別に作成し、栄養状態、眼の疾病（異常）、耳・鼻・咽頭疾患、皮膚疾患、口腔の疾病（異常）、心臓の疾病（異常）、その他の疾病（異常）、診断した医師名、検便と検尿の結果、体重、身長、胸囲等を把握している。医師や歯科医師の指示に応じて、個別に必要な対応を行っている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー反応の有無や慢性疾患等を把握する取り組みを行っている。医師の指導の下に、全ての職員がアナフィラキシーショックへの対応方法（アドレナリンの投与方法等）を習得する取り組みを行っている。</p>

A-1- (4) 食事		
A-1- (4) -① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	旬の食材は栄養価が高いこと、旬に食べると美味しいこと等を子どもに伝えるため、旬の食材を使用することに力を入れている。また、子どもが野菜を好きになるように、菜園づくり（子どもが、種まきから水やり、虫取り、収穫までを一貫して体験する）を行っている。調理室と食堂が一体的な「らんちるむ」を設置し、調理する工程を子どもが見学できるようになっている。月見団子や鏡餅、ロールサンド、おにぎり等を子どもと一緒に作る取り組み（「クッキング」というイベント）を行っている。 菜園づくりや調理工程の見学、「クッキング」における体験等を通じて、調理や食事に対する興味が持てるようにする支援を行っている。 食べたいもの（子どもがもう一度食べたいと選んだもの）を提供する「リクエストメニュー」（イベント）を年度末に実施している。
A-1- (4) -② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	アレルギー食材を除去する対応を個別に行っている。毎月開催する「食育会議」や「給食会議」において、美味しく安心して食べることができる献立の検討を重ねている。また、食材の衛生的な管理や調理者の衛生管理、調理物品の衛生管理、調理過程の管理等、安全な食事を提供するために必要な取り組みを行っている。 子どもの味覚を大切にするため、天然出汁（国産の鰹節や昆布を使用）を毎日作っている。利用者調査において、この取り組みに対する一定の評価（保護者）が見られた。 子どもの噛む力を強くするため、味噌汁の具を多くする取り組みや、根菜・海藻類を多くする取り組みを行っている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2- (1) 家庭との緊密な連携			
A-2- (1) -① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	0歳、1歳児の保護者とは「連絡ノート」を活用して子どもに関する情報共有を図っている。2歳～5歳児の保護者とは、アプリケーションを活用して子どもに関する情報共有を図っている。アプリケーションの活用については、利用者調査において賛否両論の意見が見られた。 定期的に個別面談を実施し、子どもに関する情報共有や個別の相談対応等を行っている。保育園における子どもの様子を写した写真や動画の提供を行っている。 定期的に「園だより」「ほけんだより」「たべようニュース」献立表を保護者に提供している。	
A-2- (2) 保護者等の支援			
A-2- (2) -① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	「先生とのコミュニケーションが取りやすく、育児の悩み等を相談しやすい」「先生は相談事を真摯に聞いてくれる」「保護者の相談を親身になって聞いてくれる職員が複数存在する」「先生方が、保護者の勤務事情をよく覚えてくれている」等、保護者支援について評価する意見が多く見られた。一方で、「平日に親が休みだと家庭での保育をするように言われるが、他のクラスでは言われなないので、先生による違いを感じる」「鼻水や咳が少し出るだけでも預かってもらえないため、仕事を休まなければならない」等の意見もあった。	
A-2- (2) -② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のために、職員研修において「虐待防止マニュアル」に対する理解を深める取り組みを行っている。登園時の視診（子どもの様子や表情の観察）や、着脱時に身体の状態観察等を行っている。子育て等に悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制整備も行っている。「クラス会議」「職員会議」等において、子どもや保護者の様子に関する情報共有を図っている。また、虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のための外部研修を受講する取り組みを行っている。	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3- (1) -① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	外部研修を主体的に受講する支援を行っているが、当該取り組みを今後更に強化することを検討している。また、職員が主体的に目標を設定し、その目標達成のために主体的な取り組みを行う支援を検討している。さらに、取り組みの評価や修正を加え、専門性の向上に向けた仕組みづくりを検討している。	